

第6弾 村上市元気づくり飲食券 よくある質問（FAQ）

【村上市在住者専用】 2021-09-24

※購入制限：村上市在住者に限り、1世帯当たり3セットまで

◎村上市元気づくり飲食券（以下「飲食券」といいます）購入について

Q 1. 飲食券は、誰でも買えますか。

A 1. 飲食券は、事前申し込み販売です。飲食券の『購入引換ハガキ』をお持ちでない方は、購入することができません。

Q 2. 飲食券の『購入引換ハガキ』は、どういったらもらえるのですか。

A 2. 次のいずれかの方法で申し込むと、10月19日～25日（日程は社会情勢により変更する場合があります）頃に実行委員会から『購入引換ハガキ』が郵送されます。

①スマートフォンやパソコンからインターネット（WEB申込フォーム）で申し込む。

②『2021. 10. 1 市報むらかみ』に挟み込みの、飲食券の販売に関するチラシを一部切り取ってハガキになる申し込み用紙を郵便ポストに投函または、商工団体（Q31参照）に届ける。

Q R



U R L <https://www.mu-cci.or.jp/form-genki6/>

Q 3. 飲食券の購入申し込みは、いつまでですか？

A 3. 前A 2の①②いずれも令和3年10月11日（月）午後5時が申込期限です。郵送する場合は、消印ではなく必着ですので期限までに到着するように、余裕をもって郵便ポストへ投函してください。期限を過ぎてから到着したものは無効です。実行委員会では、便利なインターネットでの申し込みを推奨します。

Q 4. 飲食券の購入申し込みは誰でもできますか。

A 4. 飲食券の申し込みは、「村上市在住者に限り、1世帯3セットまで」としていただきますので、世帯（同じ住所に住んでいて同一の生計を営んでいる家族）ごとに購入申し込みができます。また、住所地以外や団体・法人での申し込みはできません。

Q 5. 購入申し込みは1世帯で1通ですか。

A 5. 1世帯1通となります。締め切り後に名寄せを行い、重複申し込みの場合は最新の1通を有効とし、ほかは無効とします。

Q 6. 申し込み者は世帯主に限られますか。

A 6. 申し込みは、世帯主に限らず飲食券の購入・使用に責任を持てる世帯を代表する方が行ってください。

Q 7. 抽選について、教えてください。

A 7. 申し込み期限の段階で、申し込み数が発行セット（10,000セット）を上回る場合は、抽選となり、購入セット数が減少する場合があります。

Q 8. 何セットまで申し込みできるのですか。

A 8. 1世帯3セット（1セットは5,000円で8,000円分の飲食券、3セットなら15,000円で24,000円分の飲食券）まで申し込みできます。

Q 9. 『購入引換ハガキ』は、いつごろ届くのでしょうか。

A 9. 『購入引換ハガキ』の発送は、10月18日（月）を予定しています。10月26日（火）を過ぎても『購入引換ハガキ』が届かない場合は、事務局までご連絡ください。期限後到着での無効や郵便誤配などの例が過去に報告されています。（日程は社会情勢により変更する場合があります）

Q 10. 飲食券はどこで買えますか。

A 10. 購入引換ハガキで飲食券を購入できる場所は、購入申し込みの時に希望した商工団体です。購入引換ハガキの宛名面の下部に記載しています。

Q 11. 申し込み時に希望した場所（商工団体）に行かないと購入できませんか。

A 11. 希望した場所以外の商工団体でも購入することはできますが、各商工団体には希望されたセット数のみの在庫となりますので品切れになる場合があります。購入引換ハガキを持参しない場合やいずれの場所にもお越しになれない場合は、購入することができません。また、書留等の郵便による販売も行いません。

Q 12. 購入引換ハガキに記載されている本人以外でも購入できますか。

A 12. 代理の方、使者の方が飲食券を購入することも可能です。購入引換ハガキを持参された方に販売します。

Q 13. 飲食券はいつから買えるのですか。

A 13. 飲食券を購入できる期間と時間は、土曜・日曜を除く10月26日（火）から11月1日（月）の午前9時～午後5時です。この期間内に、『購入引換ハガキ』に現金を添えて指定された場所で購入してください。村上商工会議所に限り10月30日（土）と31日（日）の午前9時～午後5時も購入できます。（日程は社会情勢により変更する場合があります）

Q 14. 飲食券は何セット買えますか。

A 14. 『購入引換ハガキ』に記載されたセット数を購入することができます。

Q 15. 購入限度を設けているのは、なぜですか。

A 15. 出来るだけ多くの世帯のみなさまにご購入いただくためです。

Q 16. 飲食券は、一度に購入する必要がありますか。

A 16. 『購入引換ハガキ』に記載された「セット数」を1度で購入していただきます。複数回に分けての購入はできません。また、飲食券は1セット単位（16枚綴り）で販売し

ますので、バラ売りは行いません。

Q 17. 『購入引換ハガキ』に記載のセット数を必ず購入する必要がありますか。

A 17. 原則として、『購入引換ハガキ』に記載されたセット数の全てを購入いただきます。
ただし、やむを得ない事情により、購入できなくなったセット数については、キャンセル扱いといたしますので、購入の際に窓口でお申し付けください。

Q 18. 飲食券購入時に電子マネーやクレジットカードは使用可能ですか。

A 18. 飲食券購入は、現金のみです。

Q 19. 飲食券購入時に領収証は発行されますか。

A 19. 領収証の発行は行いません。

Q 20. 購入引換ハガキを紛失しましたが飲食券は購入できますか。

A 20. 購入引換ハガキを唯一の購入引換の手段としています。紛失したり汚損しないように大切に保管してください。購入引換期限までに見つからなかった場合は事務局へご連絡ください。

◎飲食券の使用について

Q 21. 飲食券はいつからいつまで使えますか。

A 21. 有効期間（期限）は、令和3年10月26日（火）から令和3年12月19日（日）までです。有効期限を過ぎると使用出来なくなりますので、ご注意ください。（日程は社会情勢により変更する場合があります）

Q 22. 飲食券は、どこで使えますか。

A 22. 取扱店に登録された市内の店舗には、のぼり旗やポスターの掲示がありますので、この掲示がある店舗で利用できます。取扱店一覧は、各商工団体に配置しています。また、最新の取扱店情報は、村上商工会議所のホームページに掲載しておりますので、こちらでご確認ください。

Q 23. 飲食券の利用対象にならないものを教えてください。

A 23. 未払い金の決済や事業者間の商取引の支払いにはご利用いただけません。

Q 24. つり銭が出ないのは何故ですか。

A 24. 少額の利用をした際に、飲食券購入額以上の現金が消費者につり銭として戻る場合があります。不当な利益を受けることなどを防ぐためです。また、地元のお店を応援する趣旨から、より多くの消費につなげるためです。

Q 25. 飲食券を使用する際の金額には、上限がありますか。

A 25. 上限はありません。一度にまとめて使用しても、複数回に分けて使用しても構いません。

Q 26. 飲食券は他の飲食券や割引券との重複利用はできますか。

A 26. 重複利用については、各取扱店の判断で条件を設定していただいております。詳細は各店舗にお問い合わせください。

Q 27. 飲食券の盗難、紛失についての保証はありますか。

A 27. 飲食券の盗難・紛失・滅失等に対して、村上市元気づくり商品券実行委員会は責を負いません。飲食券の保管には十分注意してください。

Q 28. 汚損した飲食券の取扱いは、どのようになっていますか。

A 28. 次の全ての条件を満たせば使用できます。また、新券と交換する場合があります。

- ・通し番号が確認出来るもの
- ・券面の面積が5分の4以上のもの
- ・表面の偽造防止の特殊加工が残っていること

Q 29. あまった飲食券は払い戻しできますか。

A 29. 未使用の飲食券の払戻しはしません。

Q 30. 購入した飲食券が不要になったので返金して欲しいのですが。

A 30. 飲食券購入後の返金はしません。

◎その他

Q 31. 飲食券事業に関する問い合わせ先を教えてください。

A 31. 次までお問い合わせください。

村上市元気づくり商品券実行委員会（商工団体）

村上商工会議所 村上市小町4-10 TEL:53-4257（事務局）

荒川商工会 村上市羽ヶ榎104-44 TEL:62-3049

神林商工会 村上市岩船駅前50-14 TEL:66-7408

朝日商工会 村上市岩沢5611(村上市朝日支所2F) TEL:72-1301

山北商工会 村上市府屋219-1 TEL:77-2259